

2024年12月18日

各 位

会社名 株式会社東京個別指導学院  
代表者名 代表取締役社長 松尾 茂樹  
(コード:4745、東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 CFO 刑 部 徹  
(TEL.03-6911-3216)

## 株式会社ベネッセコーポレーションの進研ゼミ個別指導教室事業の会社分割

### (簡易吸収分割) による当社への事業の承継に関するお知らせ

当社は、2024年12月18日の取締役会において、2025年4月1日(予定)を効力発生日として、当社と同一の親会社(株式会社ベネッセホールディングス)をもつ株式会社ベネッセコーポレーション(以下、「ベネッセ」という)の進研ゼミ個別指導教室事業(以下、「ゼミ個別事業」という)を会社分割(以下、「本会社分割」という)の方法により、当社が承継することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本会社分割の目的

当社は、「やればできるという自信 チャレンジする喜び 夢を持つ事の大切さ」という教育理念のもと自走サイクルの醸成を提供価値のコアに据え、将来と今をつなぐ最も信頼された存在となることを目指して、生徒1人ひとりの「目的別」「能力別」「性格別」に対応した学習指導を、1人の講師が1~2人の生徒に対して、267教室にてサービスを行っております。

一方、ベネッセが展開しているゼミ個別事業は、ベネッセの通信教育『進研ゼミ』を教材に学習指導を行うクラスベネッセ(2021年に進研ゼミ個別指導教室にブランド名を変更)として2015年にサービスを開始いたしました。教室展開としては、直営39教室、FC17教室にてサービスを行っております。

本会社分割によって、ベネッセのゼミ個別事業を当社が承継することで、当社の教室規模の拡大と自走・自立型人財の育成に適したサービスラインナップの拡充を図り、ひいては当社として、より競争力のある強固なビジネスへと進化させていくことを目的としております。

## 2. 本会社分割の要旨

### (1) 本会社分割の日程

本会社分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認の手続きを経ずに行う予定です。

取締役会決議日	2024年12月18日
契約締結日	2024年12月18日
実施予定日（効力発生日）	2025年4月1日（予定）

### (2) 本会社分割の方式

ベネッセを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

### (3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割による株式の割当て、その他の金銭等の対価の交付はありません。

### (4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### (5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

### (6) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割により、効力発生日においてベネッセがゼミ個別事業に関して有する権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継いたします。

### (7) 債務履行の見込み

本会社分割において、効力発生日以降の当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題がないものと判断しております。

### 3. 本会社分割に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社においては、当該事業を承継することで既存顧客を獲得し、さらに当社のインフラやこれまで培ってきたノウハウを活用した効率的なサービス運営を行うことにより、収益性の向上及び業績拡大を図れるものと考えております。

また、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の財務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から取得したゼミ個別事業に関する財務調査報告書(以下、本報告書)及び当社のリーガル・アドバイザーである丸の内総合法律事務所からの助言を得ております。加えて、(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、株式会社ベネッセホールディングス及びベネッセから独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件を慎重に判断しており、取引条件及びその決定方法の妥当性について複数の独立社外取締役及び独立社外監査役からなる独立社外役員会において十分に審議し、当該審議結果等を踏まえ、当会社分割において当社が交付する金銭の算定については、承継する資産及び負債の時価相当額、当該事業の業績動向も鑑み算定した報告書の結果をもとに、ベネッセとの協議・交渉により決定いたしました。

#### (2) 算定に関する事項

本会社分割は、「2.(3)本会社分割に係る割当ての内容」に記載のとおり、株式の割当て、その他の金銭等の対価の交付がないため、価値算定書を取得しておりませんが、本会社分割の公正性、妥当性を確保するため、株式会社青山トラスト会計社に分割承継予定の貸借対照表上の実態純資産額及び損益計算書分析による正常収益力に関する調査報告を求めています。

##### ① 算定機関の名称及び相手会社との関係

当社から独立した財務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社を選定し、2024年12月9日付で、ベネッセのゼミ個別事業に関する本報告書を取得しました。なお、株式会社青山トラスト会計社は、当社及びベネッセの関連当事者には該当せず、当社及びベネッセとの間で重要な利害関係を有しません。

##### ② 算定の概要

当社が行う本会社分割により承継される事業の検討にあたって、当社は公正を期すために株式会社青山トラスト会計社に分割承継予定の貸借対照表上の実態純資産額及び損益計算書分析による正常収益力に関する調査報告を求めています。分割対価の算定は、対象資産の見込評価額から対象負債の見込評価額を控除した額であります。これに関し、①過年度の業績等を鑑みると現時点での超過収益が安定的に見込まれる段階に至っていないものと考えられること、②対象資産には、有価証券、不動産及び商標その他の知的財産権は含まれておらず、対象資産及び対象負債の帳簿価額と時価との間に重要な差異は存在しないと考えられるとの報告を受けております。

#### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

#### (4) 公正性を担保するための措置

本会社分割の分割会社であるベネッセは、当社と同一の親会社（株式会社ベネッセホールディングス）をもつ会社であり、本会社分割は支配株主との取引等に該当することから、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本会社分割の公正性を担保するための措置を実施しております。

##### ① フェアネス・オピニオンの取得

当社は、フェアネス・オピニオンの取得はしておりませんが、当社株主のために当社及びベネッセから独立した財務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社を選定し、2024年12月9日付で、ベネッセのゼミ個別事業に関する本報告書を取得しました。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

本会社分割に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、丸の内総合法律事務所を選任し、丸の内総合法律事務所から、本会社分割に関する当社の意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、丸の内総合法律事務所は、当社及びベネッセとの間で重要な利害関係を有しません。

##### ③ 当社における独立した独立社外役員会の設置及び答申の取得

当社は、本会社分割に係る意思決定の恣意性を排除し、公平性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社の独立社外取締役である三箇功悦氏、長谷川秀樹氏、及び平山景子氏、独立社外監査役である長澤正浩氏、高見之雄氏から構成される独立社外役員会を設置し、当社取締役会において、本会社分割の方法により、当社が承継することの決定が少数株主にとって不利益でないか否かを諮問しました。かかる諮問を行うにあたり、当社取締役会は、独立社外役員会の判断を最大限尊重し意思決定を行い、独立社外役員会が妥当でないとは判断した場合は本会社分割の方法により、当社が承継を行わないこととしています。独立社外役員会は、当社及び当社のアドバイザーから独立社外取締役会に提供された資料及び情報に基づき、本諮問事項についての検討を慎重に行いました。独立社外役員会は、かかる検討を前提として、2024年12月16日付で、当社取締役会に対して、①本件取引の決定に至った経緯及び目的として、当社の教室規模の拡大とサービスラインナップの拡充を図り、ひいては当社として、より競争力のある強固なビジネスへ進化していくことを可能とする取引といえること等から、本件取引は、株主価値の最大化という観点から合理性を有すると判断するに至ったこと、②当社が独立した財務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から取得した本報告書及び当社のリーガル・アドバイザーである丸の内総合法律事務所から法的助言を受けていること、ベネッセの塾・教室カンパニー長を兼任している松尾茂樹氏は本件取引に関する取締役会の決議には参加しておらず、適切な開示が行われる予定であるといえること、並びにその他本件取引に係る公正性を疑わせるその他の事情は認められないことから、当社の少数株主の利益を図る観点から、本件取引の手続には公正性が認められると判断するに至ったこと、③本会社分割により承継される事業の価値算定にあたっては、本報告書の結果に照らして妥当なものといえること、本会社分割に係る各契約書において、合理的な内容が定められていること等に照らし、当社の少数株主の保護を図る観点から、本件取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断するに至ったことなどから、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の答申書を取締役に提出しています。

(5) 利益相反を回避するための措置

上記(4)「公正性を担保するための処置」に記載のとおり、当社において、本会社分割は支配株主との取引等に該当し、当社コーポレート・ガバナンス基本方針に則り、以下のとおり適切に対応しております。

① 独立した社外役員による審議

当社は、ベネッセ及び株式会社ベネッセホールディングスから独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件を慎重に判断しており、取引条件及びその決定方法の妥当性について複数の独立社外取締役及び独立社外監査役からなる独立社外役員会において十分に審議し、ゼミ個別事業を当社に本会社分割による事業統合することについて諮問を行っております。

本会社分割に関して慎重な審議を行った結果、本会社分割は、当社の企業価値を向上させるものであり、財務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から取得した本報告書、リーガル・アドバイザーである丸の内総合法律事務所からの助言など、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しております。

② 利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会では、当社の取締役のうちベネッセの塾・教室カンパニー長を兼任している松尾茂樹を除く当社の全ての取締役の全員一致で、本会社分割に関する決議を行いました。また、取締役会には、全ての監査役が参加し、いずれも決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、松尾茂樹氏は2025年1月1日付でベネッセの塾・教室カンパニー長を退任し当社代表取締役専任となる予定です。

#### 4. 当該組織再編の当事会社の概要

	承継会社（当社）		分割会社			
(1) 名称	株式会社東京個別指導学院		株式会社ベネッセコーポレーション			
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿 1-26-2		岡山県岡山市北区南方 3-7-17			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松尾 茂樹		代表取締役社長 小林 仁			
(4) 事業内容	国内教育事業		国内教育事業 大学・社会人事業 その他			
(5) 資本金	642 百万円		3,000 百万円（注1）			
(6) 設立年月日	1985 年 8 月 3 日		2009 年 10 月 1 日			
(7) 発行済株式数	54,291,435 株		1,000 株			
(8) 決算期	2 月末日		3 月末日			
(9) 主要取引先	一般顧客及び企業		一般顧客及び企業			
(10) 主要取引銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社三菱UFJ 銀行</li> <li>株式会社三井住友銀行</li> <li>株式会社みずほ銀行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社中国銀行</li> <li>株式会社三井住友銀行</li> <li>株式会社みずほ銀行</li> </ul>			
(11) 大株主及び持株比率（自己株式除く所有割合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社ベネッセホールディングス 61.90%</li> <li>・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 4.55%</li> <li>・ MSIP CLIENT SECURITIES 3.83%</li> <li>・ 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 1.60%</li> <li>・ 石原 勲 0.73%</li> <li>・ 他</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社ベネッセホールディングス 100.0%</li> </ul>			
(12) 当事会社間の関係						
資本関係	該当事項はありません。					
人的関係	ベネッセの従業員 17 名が当社の従業員として出向しており、当社の取締役 2 名がベネッセの執行役員を兼任しております。					
取引関係	当事会社間には、特筆すべき取引関係はありません。					
関連当事者への該当状況	当社及びベネッセは同一の親会社（株式会社ベネッセホールディングス）をもつ会社であるため、当社とベネッセは相互に関連当事者に該当いたします。					
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態	決算期			決算期		
	(株)東京個別指導学院（連結）			(株)ベネッセコーポレーション（単体）		
	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
連結純資産	8,616	8,457	8,440	52,695	59,738	60,832
連結総資産	12,679	11,410	11,688	179,049	177,384	175,455
1株当たり連結純資産(円)	158.41	155.42	155.10	52,695,310.77	59,738,737.12	(注2) -
連結売上高	22,495	21,790	21,661	189,421	182,945	176,594
連結営業利益	2,396	1,824	1,608	10,445	10,079	9,306
連結経常利益	2,402	1,834	1,615	10,724	10,203	9,275
親会社株主に帰属する当期純利益	1,578	1,249	959	7,473	13,148	5,167
1株当たり連結当期純利益(円)	29.07	23.02	17.67	7,473,699.83	13,148,672.31	(注2) -
1株当たり配当金(円)	26.00	23.00	16.00	(注2) -	(注2) -	(注2) -

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注1） 2024 年 11 月 20 日開催の株主総会決議により、2024 年 12 月 28 日効力発生をもって、資本金の額を 100 百万円に減資する予定です。

（注2） 相手先との合意により非公開とさせていただきます。

## 5. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容  
進研ゼミ個別指導教室事業

(2) 承継する部門の経営成績 (2024年3月期)

売上高 1,156百万円  
営業利益 △175百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格

資 産		負 債	
項 目	帳 簿 価 格	項 目	帳 簿 価 格
流 動 資 産	29百万円	流 動 負 債	35百万円
固 定 資 産	118百万円	固 定 負 債	112百万円
資 産 合 計	146百万円	負 債 合 計	146百万円

(注)承継する資産・負債の金額は、2024年9月30日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記金額に本会社分割の効力発生日までの増減を調整したうえで確定いたします。

## 6. 当該組織再編後の状況

本会社分割による当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありません。また、純資産及び総資産については、現時点では確定しておりません。

## 7. 会計処理の概要

本会社分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当し、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

## 8. 今後の見通し

本会社分割による当社連結業績及び単体業績への影響は軽微であると見込んでおります。

## 9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が2024年5月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針（以下、「本指針」という）」は以下のとおりです。

当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結しており、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しております。

当社と株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引について、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行っております。

また、当社は、当該取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するかどうかの基準を定めています。

取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。

加えて、親会社である株式会社ベネッセホールディングスと少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、意思決定の前に独立社外取締役・独立社外監査役にて構成された独立社外役員会（特別委員会としての役割）にて審議・検討を行っております。

本会社分割に関しては、上記「(4) ③ 当社における独立した独立社外役員会の設置及び答申の取得」に記載のとおり、独立社外役員により構成される独立社外役員会を設置し、答申を取得していることから、本指針に適合していると考えています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「9. (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本会社分割は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための処置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、当社において、本会社分割に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記「3. (4) 公正性を担保するための措置」及び「3. (5) 利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講ずることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断しています。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「3. 本会社分割に係る割当ての内容の根拠等」の「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本会社分割に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本会社分割に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本会社分割を行う旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、独立社外役員会において十分に審議し、ゼミ個別事業を当社に本会社分割により事業統合をすることについて諮問を行っております。

以 上